大阪府条例第百十一号

阪 府障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定め

(趣旨)

という。) に関する基準を定めるものとする。 この条例は、障害者自立支援法(平成十 第八十四条第一項の規定に基づき、 七年法律第百二十三号。 障害者支援施設 \mathcal{O} 設備 以下「法」 及 び 運営

(定義)

第二条 施設の設 「令」という。) この条例 備及び運営に関する基準(平成十 の用語の意義は、法及び障害者自立支援法に基 の定めるところによる。 八年厚生労働省令第百七十七号。 ゴづく 、障害者 支援

(基本方針)

- 第三条 まえた支援の計画を作成し、 ビスを提供しなければならない スを提供するとともに、 措置を講ずることにより利用者に 障害者支援施設は、 その効果に 利用者の意向 これに基づき利用者に対 対つ l て適切かれて継続的な 適性、 つ効評 害 果 \mathcal{O} 価を実施する 特性 的 て施設障害福祉サ 12 施設障 そ $\overline{\mathcal{O}}$ 害福 ことその \mathcal{O} 事 祉 を踏 サ E 他
- 立. った施設障害福祉サービスの 障害者支援施設は、 利用者の意思及 提供に努めなければならない び人格を尊重して、 常に 0 利用 者 \mathcal{O} 77. 一場に
- 3 く等必要な体制 の措置を講ずるよう努めなければならない。く等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 障害者支援施設は、 利用者の 人権の擁護、 虐待 の防止等のため、 研修を実施する等 責任 者 を 置

(構造設備)

- 第四条 れ、 11 て十分考慮されたものでなければならない。 かつ、換気、 障害者支援施設の配置、 採光、 照明等の利用者の保健衛生に関する事項及 構造及び設備は、 利用者の特性に応じて び 防 災 工 1C 夫 Z 0
- 2 除く。)は、 規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない 九号の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物 障害者支援施設の建物 耐火建築物 (建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)物(利用者の日常生活のために使用しない附属 (同条第九 附属 元号の三に 第二条第 0 建 物を

(施設長の資格要件)

第五条 められる者でなければならない。社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等 十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは 障害者支援施設の長(以下「施設長」という。)は、 以上 一の能力 社会福祉法 を有する (昭 和

(運営規程)

- 第六条 規程を定めておかなけれ六条 障害者支援施設は ば ならに な掲 い。施設 \mathcal{O} 運営に 0 11 て \mathcal{O} 重要事項に 関 す
- 一目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び業務の内容
- 三 提供する施設障害福祉サービスの種類

を 定 する施 は 当該 害 \mathcal{O} ピ 種 ス 類 の種類ごとに 対 象とする主たる 障害 \mathcal{O} 種 類

提供 する施 障 害福祉 サ 種 類 ごと 内利 用 定

六 五 る 費用 提供 いする施 \mathcal{O} 種類 設障 及 び 害福 額 サ ビスス \mathcal{O} 種類ごと \mathcal{O} 容 並 び員 利 用 者 カュ ら受領 す

昼間 宝海施サ ピ スに 係 る 営業 日 及 び 営業時

八七 昼間実施サ ビスに 係 る通常 \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 実施 地 域

施設 障害福祉サ ビス の利用に 当た 0 7 \mathcal{O} 留意事項

利用者の急病時 等 な け る 対 応 方 法

非常災害 対策

虐待の防 止 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置 関 する 事 項

十三 前 各号に掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ かに ` 運 営 に 関 す る 重要事

(非常 災害 1対策)

第七条 なけ 備を設けるとともに 通報及び連絡 れば 障 ならな 害者支援施 \mathcal{O} ため い 設 \mathcal{O} 災害 体 は、 制 対策 非 を 整 常 災 備 に関する具 害に 備 並 U え にこ 体 的 消 な 火 計 設 5 備 を 画 [を作の 定 期 的 成 他 に しの ` 知 従 事 業 関 者 係 が定 機 周 関 \otimes る設 知へ \mathcal{O}

2 わ 障 なけ - 害者 支援施 れば な 5 設 な は VI 常 災 害に 備えるため 定 期的 に 避 難 救 助 等 \mathcal{O} 訓

(記録 等 \mathcal{O} 整備)

第八条 7 おか 障 なけ 害者支援施 れ ばならな 設 は 従業者 設 備 品 及 び 会計 に 関 す る台 帳 等 を 整 備

保存しなければならない に掲げる記 障害者 支援施 録等 で整備 設は、 L 利用者に対 0 当該 施 設 する施設障害 障害福祉 サ 福 祉 ピ サ ス を 提 ビ 供 ス \mathcal{O} L 提供 た 日 カゝ に ら五 関 す 年 る 次

第十 八条に 規定する施設 障害福 拘 祉 サ F. ス 録計 画

第四 十条第二項に規定する身体 束等 \mathcal{O} 記

第四 二条第二 項に規定する苦情 \mathcal{O} 内 容等 O記

1 第四 7 \mathcal{O} 四条第二項に 規定する事 故 \mathcal{O} 況 及 U 事故 7 0 処 置 0

規 模

第九条 とが 設 障害福 できる規模を有するも 祉 害者支援施 サ ビス の種類 設 は ので 0 次 区 \mathcal{O} なけ 一分に 各号 れ ばならな 掲げる当該 当該 各号に 障害者支援施 定 \emptyset Ś 人 員 設 が が 提 利 供 用 す す る る

あ に る障 関す 設する障害 昼間 7 んる法律 実施サ 害者支援施設 7 ツ サ ービス 者支援施設(あ (昭和二十二年 -ジ指圧 (以下 二十人 \neg 認定障害者支援施設」と ŋ 法律第二百十七号) W 以 師又はきゅ 上 摩マツサー (入所を目的 う師 ジ指圧師、 ことする \mathcal{O} 養成施設とし 第二条第 いう。 は 他 り \mathcal{O} 一項 師及 社 会福 を除 の規定 て認定され び きゆう 祉施 に 設 次 ょ 師 項 等 7 Ŋ 等

- する障害者支援施設 支援 って を目的とする他 \mathcal{O} 社会福 祉施 併
- 設する障害者支援施設にあっては、 でなければならない 区分に応じ、 の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉 0 昼 間実施サー 定員の合計が二十人以上(入所を目的とする他 当該各号に定める人員が利用することが ビス のうち 。ただし の種 当該障害者支援施設が提供する昼間 十二人以上)でなければならな 類 ービスを行 か提供する昼間実施サービかできる規模を有するもの障害福祉サービスの種類の行う障害者支援施設は、次 の社会福祉施設等に併 三実施サ のとす
- をいう。 厚生労働省令第十九号)第六条の六第一号に規定する自立訓練 (生活訓練) 生活 以下同じ。)、 をいう。 自立 訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則 自立訓練(生活訓練)(同条第二号に規定する自立 以下同じ。) 又は就労移行支援 六人以上 (機能 平成 訓 訓練 練
- る就労継続支援B型をいう。 就労継続支援B型(障害者自立支援法施行規則第六条の十第二号に規 以下同じ。) 十人以上 定す
- する障害者支援施設にあっては、十人以上) 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等

の基準)

第十条 支障がないときは、 な運営を期待することが の社会福祉施設等の設 障害者支援施設 その に 備を利用することにより当該障害者支援施設 は、次に掲げる設備を設けなければならない。 できる場合であって、 部を設けな いことができる 施設障害福祉サービス の効果的

- 訓練 及 び作 業室
- 居室
- 食堂
- 洗面
- 便所 所
- 相談 室
- 多目的室
- Oか、 運営上必要な設備
- とする。 前項の設備 前名号に掲げるもの 次のほ 各号 に . 掲 げ る区分に 当該 各号に定める
- 訓練及び作業室 に掲げる基準
- がな 用に供するもの 専ら当該 い場合は、 障害者支援施設が提供 こ の であること。ただし りでない する施設 施 設 障害福 障 .害福 祉 サー サ F, ピ スス \mathcal{O} 提 種 供 に 支障の
- い広さを有すること。
- ハロ 至 次に掲げる基準訓練又は作業に必要な機械 機械器具等を備えること。

- ハロイ 定員 人以下とすること。
 - 7 は な . こと[。]
- 利 用者 _ 当た りの 床面 .積(収納設備等に係る部分の床面積を除く。)は
- 九 · 九 平 方メ 1 ル以上とすること。
- = 寝台又はこれ に代わる設備を備えること。
- ホ 以上の出入 П は 避難上有効な空地、 廊 下 又は 広 間 に 直接 面 7 設 け
- こと。 必要に応じて 利用 者 \mathcal{O} 身 \mathcal{O} 口 り品を保管することが できる設備 を備える
- 緊急の 連 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} ブ 文はこ れ に代 わ る設備を設けること。
- 食堂 る基
- 1 食事の提 支障が ない広さを有すること。
- 口 必要な備品を備えること。
- 五. 匹 浴室 利用 者の 特性に応じたも \mathcal{O} とすること。
- 洗面 所及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 便所 次に掲げる基準
- イ 居室の あ る階ごとに設けること。
- 口 利用 者 の特性 に応じたものとすること
- 六 相談 室 秘密の 保持の ため、 間仕切り等を設けること。
- 七 廊下 に掲げる基
- 1 下 にあっ は、 ては 一・五メー • メ ル以 上とすること。 トル以上とすること。 ただし 両 側 居室等があ る 廊
- 口 に支障を及ぼさないように 廊下の 部の 幅を拡張することによ しなければならないこと。 b, 利用者、 従業者 等 \mathcal{O} 円 滑 な 通 行
- 3 か とされる設備を有することとする。 認定障害者支援施設が あ ん摩マッサー ジ指 圧師 就労移行支援を行う場合は、 は り 師 及び きゅう師に係る養成 前項に 規 施設 定す とし るも て \mathcal{O} 必の 要ほ
- (従業者 障がな 用を兼ねる場合であって利用者への施設障 第 項第七号に掲げる相談室及び の配置の基準) いときは、同項の規定にかか わらず、 同 項第 宇福祉 八号に 11 ず れ かを設 サー 掲げる多目的 ビス け の提供に当た な 1 ことが 室とが 相 できる 0 互. て支 に 効
- 第十一条 障害者 支援施設
- 前 項 に規定するもの のほか、は、 障害者支援施設に置く施設長一人を置かなけ べき従業者及びそのればならない。 員数
- の各号に掲げる場合の区分に応じ、 **者の区分に応じ、それぞれ次に当該各号に定めるものとする。 ぞれ次に 定め
- るその 員数 介護を行う場合 次に · 掲 げ る従業者
- 師 要な数 利 用 者 対 て日常生活上 \mathcal{O} 健 康管理及 び療養 上の 指導を行うた
- 口 **贬従業者** 士又は作 下 ِ ا ن (保健師又は 業療法士及び生活支援員 規則で定める員数 看護師若しく は准看護師 (利用者 きをいう。 の生活を支援する者を 以 下同じ。

- 規則で定める員数
- れ 自立 に定めるそ の員数 を行う場合 次 に掲げる従業者の区分に応じ、それ
- 員数 護従業者、 理学療法士又は作業療法士 及び生活支援員 規則で定め
- ス管理責任者 規 則 で定 め る員数
- れ次 自立 に定めるその員数 生活訓練) を行う場合 次 に掲げる従業者の 区 一分に 応じ、 n
- 1 生活支援員 規則で定める員
- 口 サービス管理責任者 規則で定める員数
- 定めるその員数 就労移行支援を行う場合 次 に . 掲 げ いる従業者の 区分に応じ、 それぞれ 次に
- 1 び生活支援員 職業指導員 利用者に職業指導を行う者をいう。 規則で定める員数 次号において同じ。)及
- ハロ 就労支援員 (利用者 規則で定める員数の就職を支援する者をいう。 規則で定める員数
- サービス管理責任者
- 五. 次 に定めるその員数 就労継続支援B型を行 ごう場合 次に掲げる従業者の 区分に応じ、 それぞれ
- 1 職業指導員及び生活支援員 規則 で定 め る員数
- 口 サービス管理責任者 規則で定める員数
- 定めるその員数 施設入所支援を行う場合 次に掲げ る従業者の 区分に応じ、 それぞれ
- 1 生活支援員 規則で定める員数
- 口 サー ビス管理責任者 規則 で定める員数
- 3 にお 当該施設 就労移行支援若 一 (同時に 設障害福 前 ٧١ 項に規定する障害者支援施設 て 入所支援を行う者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 同 祉サー 一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。こ)。) 若し しく ビスの提供に支障がない場合は、この限りでない くは は就労継続支援B型を行う者でなければならない。ただし、 施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは の従業者(施設長を除く。)は、生活介護 の項
- 従事し、 障害者支援施設 できるも 第一項の施設長は、専らその業務に従事する者でなければならない。ただ 又は当該障害者支援施設 該障害者支援施設以外の事業所、施設等の業務に従事することの管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に
- (従たる事業所を設置する場合における特例
- 二条 て 主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所 「従たる事業所」という。) を設置することができる。 以下 (以下この
- 2 六人以上の利用者が利用することができる規模を有するも

従たる事業所を設置する場合にお 勤務 ビス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、これらの派所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所 Ĺ 専らこれらの事業所 の業務に従事する者でなけ れ な 5 事

(施設障害 ス 困難

- 第十三条 案し、 設等 続支援B型を行 介護、自立訓 の紹 利用 介その の申込み 練 支援 うことが困難であると認めた場合は、 (機能訓 \mathcal{O} をした者(以下「申込者」という。)に対し自ら適切な生活 必要な措置を速やかに講じなければならな 又 施 (練)、 就労継続支援B型に係る通常の事業の 生活 自立訓練 介護、 自立 (生活訓練)、 (機能 就労移行 適当な他の障害者支援 支援 実施地域等 自立 又は就 訓 労継 を勘 生活
- 所 適切な便宜を供与することが困難であると認めた場合は、 の紹介その他 障害者支援施 設は、 の必要な措置を速やかに講じなけ 申込者が療養を必要とする場合その他申込者 ればならな 適当な病院又は 対 し自ら 診療

(利 用者 の心身の 状況等の)把握)

第十五条 障害者支援施設は、塩(障害福祉サービス事業者等とのビスの利用状況等の把握に努め者の心身のサき 四条 障害者支援施設は、 その置かれて 努め 施設障害福祉 なければならな いる環境、 他 サ の保健医 VI ビス 0 \mathcal{O} 提供 療 サ に当た ピ ス 又は 2 7 福 は 祉 サ 利 用

ビス事業者等との 連携等)

- 第十五条 及び家庭との結 は くは障害福祉 サ びつきを重視した運営を行 ビス事業を行う者その 施設障害福祉 いサ 他 \mathcal{O} 保 市 ピ 健医 町村 ス 努めなけれ \mathcal{O} 療サ 他 \mathcal{O} に 障 当た ピ べばなら スを提供する者 害者支援施 0 7 な は 設若
- はその家族に対 ビスを提供す 障害者支援施設は、 王書者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供、福祉サービスを提供する者等との密接な連携に る者との密接な連携に して適切な援助を行うとともに 努め なけ ればなら 提供を終了 4ばならない。 保健医療サージ する際 ・ビス は な福 利用 者又 サ

できる金銭 の支払 \mathcal{O} 範囲 等

- 8十六条 障害者支援施(利用者に求めることの ことが適当であ 直接利用者 るも \mathcal{O} 便益を増進させるもので のに 設が利用者に 限るも のとする。 対 l て金銭の支払を求めることができる あ 0 て 当該利用者に支払を求 \Diamond \mathcal{O}
- 2 もに 前 びに利用者に 項の規定に 利用者 に 対 より金銭 んして説 の支払 説明を行 明を行い、その同な払を求める理由に、 支払を求めるときは、 9 意を得なけ いて書面 当該 に 金 れ ょ 銭 ば り な \mathcal{O} 明らか 使 5 途 及 い に び する 費 用 \mathcal{O}

障害福 障害者 うとともに の心身の 支援施設 サ · ビ ス 設 の提供が画一設障害福祉サー に応じて 条に 、その 定す 的 ピ 者に ス る施 な の提 対する施設障 設 \mathcal{O} 供に当た 障 害 な 福 5 な 祉 0 サ 害福 て よう配慮しなけれて必要な注意を払 ピ 祉 ス サー 計 画 ビスを に 基

支援施 設 \mathcal{O} 従業者 は 施 設 障害福 祉 サ ピ ス \mathcal{O} 提供 に当た 0 て は

項に つい 用者又はその家族に対し、施設障害福祉サービスを提供す て、理解しやすいように説明を行わなければならない

3 にその改善を図らなければならない。 障 害者支援施 設 は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い

(施設障害福祉サービス計画)

八条 成するものとする。 係る第三条第一項の計画 障害者支援施設は、 規則で定めるところによ (以下「施設障害福祉サービ り、 ス計画」という。)を 施 設 障害福祉 サ

(サービス管理責任者の責務)

- 九条 作成に関する業務 サー ビス管理責任者は、前 のほか、 次に掲げる業務を行うも 条の規定による施設障害福祉 のとする ピ ス 画
- 害者支援施 ビス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、 申込者の利用に際し、その者が現に利用し、 設 以 外における障害福祉サー - ビス等の利用状況等を把握 又は利用していた障害福 するこ 当該 祉 潼 サ
- た日常 常生活を営むことができると認められる 利用 者 生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日 \mathcal{O} 心身 \mathcal{O} 状況、 その置 カコ れ て \ \ る環境等に照らし、 利用者に対し、必要な援助を行うこ 利用 者が 自
- 他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行うこと。

(相談等)

- 第二十条 必要な助言その他 障害者支援施設は の援助を行わなければならない 利用者又はその家族 からの 相談に 0 的 確 に 応 ると
- 事業所等との A型をいう。) 又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、 A 障害者支援施設は、 |をいう。) 又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス型(障害者自立支援法施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援 自立訓練(機能訓練)、自立訓練 利用の調整等必要な援助を実施しなければならな 利用者が当該障害者支援施設以外の施 (生活訓練)、就労移行支援、 設 に \ <u>`</u> お 就労継続支 11 て生 介

(介護)

- 第二十一条 援及び日常生活の充実に資するよう、二十一条 障害者支援施設は、利用者 ならない よう、適切な技術をもって介護を行利用者の心身の状況に応じ、利用者 わの 自立 なけ れの ば支
- 2 用者を入浴させ、 障害者支援施設は 又は清 施設 入所支援を行うに当た しきしなければ はならない にっては 適 切 な方法 ょ り
- 3 心身の状 害者支援施設は、 わ なけ 況 に 応じ、 ればならな 適切 生活介護 な方法 い 法により、排せつの自己とは施設入所支援を行 立に うに じついた 7 0 知て 事が は 定利 つめる 用 者
- 用せざるを得ない利用 害者支援施 記設は、 生活介護又は 者のおむつを適切に取り替えなけれ 施設入所支援を行うに当た 2 ばならない 7 は、 お む 0
- 5 害者支援施 は 介護 又は 施設入 所支援を行うに当た 0 て は 利用者

- ならない 着替え、 整容等 \mathcal{O} 介 護に 0 い て 知 事 が 定め る援助を適切に 行 わ
- 6 害者支援施設は、 常 時 人 以上 \mathcal{O} 従業者を介 護 に 従事させ な け れ ば な 5
- 7 の従業者以外に障害者支援施品 の設 者 は に 利 ょ 用者に る 介 護 を受け 対 Ĺ させ 利用 者 7 はの な負 担に 5 な ょ いく り、 当該 障害者支援 施

(訓練)

- 第二十二条 つい て準用 前 する。 第 項、 第六項及 び 第七 項 \mathcal{O} 規定は、 障害者支援施設 が 行 う
- 2 生活又は社会生活を営むことができるよう、 支援又は が定める 障害者支援施 訓 就労継続支援B型を行 練 を行 混設は、 わなけ 自 立 ればならな 訓 練 うに 機機 当たっては、 能 訓 練 $\stackrel{\smile}{\sim}$ 利用者の心身の特性に応じた 自立 利用者に対し、 訓 練(生活 訓 練)、 自立した 就 労 日 知 移 事 常

(生産活動)

- 第二十三条 機会の提供に当た て行うように 障害者 努めなけ っ支 ては 援 施 ば は ならな の実情 1 受製品及び にお \mathcal{O} 需給 E給状況等 に対る生産 を活 考動 慮の
- 2 な負担とならな 12 障 当たっては 害者支援施 設は、 1 生産 ように配 生活介 活 動 慮 L 従 なけ 又は 事する者 ればならない 就労移行支援 0 -業時間、 0 に お 作 け -業量 る生産活動 等が そ \mathcal{O} \mathcal{O} 者 機 に 会 過 \mathcal{O} 重
- 3 供に当た 等を踏まえた工夫を 障害者支援施設は、生活 にっては、 生産活動 しなけ 三介護又はこ の能率の れ なばなら 向上が な 就労移行支援におけ VI 0 図られ るよ 5, のる生産活 の動 障の 害機 の会 特の 性提
- \mathcal{O} 供に当たっては 措 障害者支援施設は、生活介護又は 置を講じな け ればじ なら ん設備又は消 な 15 就労移 火設備 の設置等生な行支援におい 設置等生産 け る生産活 活動を安全 動 に \mathcal{O} 行 機 う 会 た \mathcal{O} \Diamond

(工賃の支払等)

- 第二十 又は にお る 金額 の収 四 条 就労継続支援B型の施設障害福祉サー いて行われる生産活 入の額 を工賃として支払わなければならない 障害者支援施 から生産活動に係る事業に必要な 設 動に従事 は 生活 している者に、 介護 ビスの種類 就労移行 費用 当該生活介護、 支援又は **営とに、** 0 額を控除 就労継 生産活動 L 就労移行 た 続 支援 額 に に 支援 係 相 В る
- 用者 害者支援施設は、 に対 三千円を下回るもの し支払われ 就労継続支援B型を行うに当た る一月当たりの工賃の平均額 として はならない 0 つては 以下 ī 前 賃 項 のの 規定 平 均 に 額 ょ
- 3 活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃支援施設は、就労継続支援B型を行うに当たって らな 11 のは 水 準利を用 高者 めが る 自 ょ <u>\frac{1}{2}</u> う l
- 4 設は、就労継続支援B型を行うに当た 水 準 ーを設定 当該 工賃 \mathcal{O} 平均 額 \mathcal{O} 0 目 ては 標 水 準 及 年度ごとに、 U 前年度に 工

たエ 賃 \mathcal{O} 平 均 額 を利用 者 に 通 知 するととも 知 報

5 を作 回ったときは :成し、 支援施設は、 知 に 提 規則 出 が定め しなけ のるところにい利用者に対い れ ばなら より し 11 支 払 わ 賃れ た \mathcal{O} 水工 準を 賃 \mathcal{O} 高 平 8 均 るた 額 が めの手 画を

(実習の実施)

- 第二十 設障 を確保しなけれ 害福 五条 祉サ 害者支援施 ばならな ビス計画に基づ 設は 就 いて 労移行支援を行うに 実習することが できるよう、 当た って は 実習 利 1の受入先2用者が施
- 2 保に 害福 障害者支援施設は、前二項の実習のに努めなければならない。 祉サ 害者支援施 ービス計画に基づい 設は、就労継続支援 て実習することが В 型を行うに当た できる よう、 2 て 実習 利 の用 受入が 先 施 の設
- 3 用 者 支援 和三 定所 の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなけ センター 十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活 、障害者就業・生活支援センター -をいう。 以下同じ。)、 特別支援学校等の関係機関と連携 (障害者の 受入先 \mathcal{O} 雇用の 確保に当た れば ならな 促進 って 等に い は 関する法律 公共職 して、 (昭

(求職活動の支援等の実施)

- 第二十 定所 職 障害者支援施設 \mathcal{O} 申込みそ \mathcal{O} は、 他 \mathcal{O} 利用者が行う求職活動を支援就労移行支援を行うに当たっ って ては、 れば共 ば 職 な らな 業安
- 2 で \mathcal{O} 障害者支援施 求 職 の申 込 シみそ 設は、 の他の 就労継続 利用 支援B 者が 行 i う 求 型を行 職 うに当たって 活 動 の支援に努め は なけ 公共職業安定 れ ばな らな
- 3 と連携して、利用な公共職業安定所、は 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型を行うに当たっ 用 者 障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関 の意向 及び 適性 に応じた求 人の 開拓に努め なけ れば な ては、

(職場への定着のための援助の実施)

- 第二十七条 継続 しなけれ て、 の定着を促 利用者 障 ば 害者支援施設 が就 ならない。 進するため、 職 した日 は、 にから六にから六 から六月以上、職業生活におけ障害者就業・生活支援センター就労移行支援を行うに当たっ って け る のは 相 関係 談 等 利 機 用 \mathcal{O} 援 関 者 助 لح 連 職
- 2 の定着を促進す 障害者支援施 パめなけ 利用 者が就 ば 職した 設は、 るため、 5 な 、障害者就業就労継続支援 日 11 から六月 以 Ŀ В ·生活支援 型を行 職 業生活 らに 七 当た に ン タ お 0 け る 等 て 相 のは 談 関 係機 利用 等 \mathcal{O} 関 援 者 \mathcal{O} 連 \mathcal{O} 職 場

(就職状況の報告)

る 障害者支援施設は、 た 利 用 者 \mathcal{O} 就労移行支援を行うに当た 就 職 た者 の定着 \mathcal{O} 況 って そ \mathcal{O} 他 は \mathcal{O} 就職 毎年、 前 関 す

る状況 に報告し なけ れ ば な 5 な VI

- 第二十九条 食事 を拒 施 ではならない。施設入一 所支援を行うに当たって は、 正当な 理由
- 2 \mathcal{O} 障害者支援施 内容及 Ű 用 は 9 11 食事 て説 の提供を行う場合に 朗を行 1 、その 同 意を得 は あ なら けか れじ ばめ なら 利 な 用 者 11 対
- 3 特性に応じた、 を考慮し、 理を行わなけれ 障害者支援施 適切 適切な栄養量及びな時間に食事の場 ばならない 設 は 食事 の提供に当たっては、 提供を行うとともに、 び内容の食事 の提供を行う 利用者の 利用 ための 心 身の の年齢及び障害 要な栄養管 害 嗜 好 \mathcal{O}
- 4 調 れ なけ
- 保健所等の指導を受けるよう努めなけ 士を置かないときは、障害者支援施設は、 害者支援施設は、食事の提供を行う場合であ理は、あらかじめ作成された献立に従って行 献立の内容、 栄養成分量 ħ ば ならな の算定及 っわ て 障害者支援ない。 U 調 理 $\overline{\mathcal{O}}$ 方法 施設 に 0 に 栄養 7

(社会生活上の便宜 の供与等

- 第三十条 するよう努めなければならない 障害者支援施設は、 適宜 利 用 者 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} レ クリ 工 シ 彐 ン 活 動を 実施
- 場合は、 う申請、 障害者支援施設は、 その者 届出等 の同意を得て代わって行わ の手続について、その者又はその家族 利用者が日常生活を営 なけれ む上 んばならな 一で必 が行うことが 要な行政 機関 困 に 難 対 で ある て行
- 3 の家族との 障害者支援施 交流 .等の機会を確保するよう努.設は、常に利用者の家族と (めなければならないの連携を図るととも 利 用 者

健康管理)

- 第三十 健康保持のため 障害者支援施設は、 の適切な措置を講じ 常 に なけ 利 用 れ者 ばならな \mathcal{O} 健 康 \mathcal{O} 状 11 0 況 に注意するととも
- 康診断を行わなけ 診断を行わなければ障害者支援施設は、 ば はならない。 施設入所支援の \mathcal{O} 利用 者に 対 て、 毎年二回以 上定期

時等の 対応

第三十二条 療機 って 関 いるときに利用者が への連絡 障害者支援施 を行う等の措置を講じなけ ※疾病に 設 の従 カ 業者 か は った場合そ れば に施 な \mathcal{O} 設 ならない。 といれる の他必要な場合な 障害福祉 サ は ピ ス 速 \mathcal{O} É 提 カコ 供 を 医 行

入所 支援の利用 者 の入院 期 間 中等 \mathcal{O} 扱

第三十三条 込まれ する必 障害者支援施 施設 るときは、 要が生じた場合であ 入 所 支援を 設 その者 は 施設 円 な の希望等 事情が 入所支援 って に 利用 を勘 入院 することが ある場合を除き、退院後再を勘案し、必要に応じて適人院後おおむね三月以内に援の利用者について、病院 できる よう て適 に 12 再 院 切 退院 な CK 又 当該 け な 便宜 れ 診 ば障

て支払を受け た金 銭 \mathcal{O} 管

ならない。 びこれに準ずるもの 第三十三条の二に規定する厚生労働大臣が定める給付 「給付金」という。) て「利用者に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理 ·四条 障 害者支援施設は、 の支給を受けたときは、給付金として支払 (これらの運用により生じた収益を含む。 当該障害者支援 施 の設 金 監者が 议 下この条 利用 以下この条にお を受けた金銭及 者に係 なけ たにお る令 7

- 利用者に 係る金銭を当該 利用者の そ \mathcal{O} 他 の財 産 区区 分すること。
- 利用者に係る金銭を給付 金の支給の趣旨に従って用 いること。
- 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- を当該利用者に交付 当該利用者が退所し すること。 た場合には、 速や か に、 利用者に係る金銭 0 残余 \mathcal{O}

(施設長の責務)

- 第三十五条 理を一元的に行わなけ 施設長は、 当該障害者支援施設 ればならない \mathcal{O} 従業者及び業務 0 管理そ 他 \mathcal{O}
- 必要な指 施設長は、当該障害者支援施設の 揮命令を行うものとする。 従業者にこの条例 \mathcal{O} 規定を遵守させるため

(勤務体制の整備等)

- 第三十六条 \mathcal{O} 供することができるよう、 制を整備しておかなけれ 障害者支援施 設は、 施設障害 ばならな 利用者に 福祉サ 11 0 対 し適 ピ ス 切な施設障害福 \mathcal{O} 種 類ごとに、 祉サービ 従業者 \mathcal{O} ス 勤務 を提
- 2 11 ては、 用者に対する施設障害福祉サ \mathcal{O} 障害者支援施設は、施設障害福祉 従業者によって施設障害福祉サー この限 出りでな ピ ス サー \mathcal{O} ビスを提供 提 ・ビス 供 に の種 直 しなけ 接影響を及ぼ 類ごとに、 ればならな 当該障 さな νì 害者支援施 い業務につ 、ただし、
- 3 障害者支援施設は ればならな V) 従業者の資質 0 向 上 \mathcal{O} た \Diamond に、 そ \mathcal{O} 研 修 \mathcal{O} 機会を確

(定員の遵守)

第三十 る場合は、この限りでな 利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サー 。ただし、 七条 障害者支援施 災害、虐待を受けた 設は 施設 |障害者 障害福祉 \mathcal{O} 保 サ 護その ピ ビス ス 他 \mathcal{O} B \mathcal{O} 種 むを得 提供を行 類 ごとの な そ 11 9 ては れ 情 ぞ なら れ \mathcal{O}

(衛生管理等)

- 第三十八条 理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない な管理に努め、 障害者支援施設は 又は 知事が定める衛生上必要な措置を講ずるとともに、設は、利用者の使用する設備及び飲用水について、
- 2 害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、 延しな の協 ように知事が定める措置を講ずるよう努めなければなら 力体制等) な
- 障害者支援施設は、 と \mathcal{O} 力体 制を整備 利用者が疾病にかかること等に備え、 て お カコ な け れ ばならな あら カ

支援 て よう は 努め あ な 5 け カン れ ľ ばなら \Diamond 歯科診療を行 な VI ごう医療 機 関 لح \mathcal{O} 間 12 協 力 体

(身体 \mathcal{O} 束等 \mathcal{O}

第四十 を行 身体 又 · の 拘 は 条 9 7 はなら 東その \mathcal{O} 障 利用 <u>'</u>害者 支援施 ない 者の 他 利用者 生命又は、施設は、 \mathcal{O} 行 (身体を保護する施設障害福祉) 動 を 制 限 する るた 行 サ 為 め緊急 ピ 以 ス 下 \mathcal{O} 提 やむを得な 「身体 供 に 当た 拘 束 等 11 2 場合 7 は を 11 除き、 う。 利

2 \mathcal{O} 利 障 用者 害者支援施 1の心身 設は、 0 況 身体拘 緊急 Ā 束等を行う むを得 な り場合 理由 に [等を記 は そ 録 \mathcal{O} 態 L な 様 け 及 れび ば時 ならな 間 そ NO

(秘密 保持 等)

第四十 た利 用者又はそ 障害者支援 の家族の秘 施 設 密を漏 \mathcal{O} 従 業者 5 L は ては 正 ならな 当な 理 VI 由 0 が な \langle そ \mathcal{O} 業務 知 り

2 を講 り得た利用者又はその家族 障害者支援施設は、 じなければ な らな \ \ \ 従業者であ \mathcal{O} 秘 密を漏 った者が らす くことが 正当な理由 な よう、 が な 知事 < が そ 定める措 \mathcal{O} 業 務 置 知

(苦情 へ の 対応)

第四十二条 用 け るため 者又はその家族からの \mathcal{O} 窓口 障害者支援施設は を設置する等の 苦情に 迅速 その 必要な措置 カン 提 供 つ適 L を講 切に た 施 ľ 対 設 なけ 応す 障 .害福 んるため はれば 祉 ならな サ に、 ・ビス V 苦情を受け 12 関 す る 付 利

- 2 録 障 害者支援施設は、前項 しなければ ならない の苦情を受け 付 け た場場 合に 当該苦情 \mathcal{O} 内 容 等 を
- 3 な け 障 れば 又は 害者支援施 ならな 助言を受けた場合 設は、 い その提供 に は ` した 当 該 施 設 指 障 導 害福 又 は 助 祉 言 サ に 従 ピ ス 0 に て 関 必 要な L 改 市 善 町 を 村 行 カ わ 5
- 市 障 村 害者支援施 報告し 設は なけ れ ば 市 なら 町 村 な カコ いら 0 求 \Diamond が あ 0 た 場合 12 は、 前 項 \mathcal{O} 改 善 \mathcal{O} 内 容 な

地 との 交流

第四 を行う等 三条 障害者支援施 の地域との 交流 設は に その い努め なけ 運営 れ に · 当 た ば な 5 0 な 7 い は 地 域 住 民 と \mathcal{O} 連 及 てド

事 発生時の)対応)

第四 とも ŋ 事故 · 四 条 が発生 必 要な措置を講じなければならない 障 害 した場合は、 者支援施設は、 府、 利用者に対する施 市 町村、 当該 利用者 設障害福 \mathcal{O} 家族 等 サ に 連 F. 絡 ス \mathcal{O} を 行 提 うと 供

- 2 .害者 支援施 ならない。 設は、前項の事故の状況及び事故に 際 7 行 0 た 処置に 0
- 3 ベ き事故 支援 設 た場合 場合は、損害賠償を速やか利用者に対する施設障害福 祉 に 行 サ わ な ピ ス け れの 提供 ば な に 5 な ょ い 。 賠 償

期

施

則

例 は 平 成二十五 年 兀 月 __ 日 カュ とら施行 す

(多目的室に関する経過措置)

2

支援法 設」 害者 施設 止前 施設 営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による 条第一号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施 省令第二十二号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。) をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前 条第一号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。 令第二十一号。 以下 スを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備 を除く。 害者通所授産施 第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号) 通勤寮」という。)又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例によ 障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮(以下 という。)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃 的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉 身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 入所授産施設に限る。 八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。)による改正前 定 設 \mathcal{O} を除く。 \mathcal{O} 旧 下 準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精 生活訓練施設」という。)若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産 の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働 身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立 という。)、 という。)、 する身体障害者療護施設 (整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び (旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者 旧 の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 以下 身体障害者福祉法」という。)第二十九条に規定する身体障害者更生 下 以下同 「身体障害者更生施設」という。)、 「精神障害者授産施設」という。) において施設障 法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営 旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産 設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所 じ。)については、 より運営をすることができることとされた法附則第三十五 「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)第五十 におい 以下「知的障害者授産施設」という。)若しくは旧知的 の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。 て存していた法附則第四十一条第 (以下「身体障害者療護施設」という。 又は改築される等建物 当分の間、 旧身体障害者福祉法第三十条に 以下「身体障害者授産施 (平成十五年厚生労働省 が完成 (以下 を変更 害福 八号 「知的障 運営に 祉サ 授産施 改正前 (平成十)若しく 第二十二 神障 関す 神障 り運 <u>:</u>害者 法 の知 た \mathcal{O} \mathcal{O}

(居室の定員に関する経過措置)

3 的 害者通勤寮にお 一日において存していた知的障害者更生施設、 いて施設障害福祉サ ピ スを提供、 知的障害者授 する場合

第二号イ の建物に 中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。 ついて、第十条第二項の規定を適用する場合に

(居室面積に関する経過措置)

- 九平方メー V) V) 産施設、 て施 て 成十 第十条第二項の規定を適用する場合においては、 八年 障害福祉サー 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮にお八年十月一日において存していた身体障害者更生施設、身体障害者授 トル」とあるのは、 ビスを提供する場合におけるこれらの施設の 「六・六平方メートル」とする。 同項第二号 ハ 建物に 中 九 9
- 5 の施設 第二号 平成十 ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メート の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合におい 産施設におい 八年十月一日において存していた精神障害者生活訓練施設 て施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこ ては、 又 ル は 精 とす 同項 れら 神
- とあるのは、 二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メー 害者授産 福祉サー 授産施設若しくは知的障害者通勤寮であって旧知的障害者援護施設最低基準 は第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、 平成十 則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、 ビスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、 |施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第二条若しく 八年十月 「三・三平方メートル」とする。 一日にお 1 て存していた身体障害者更生施設若しく 知的障害者 施設障害 は 身
- 条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九 施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物について、 体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けて 平成十 」とあるのは、 八年十月一日において存していた身体障害者療護施設であ 「六・六平方メートル」とする。 九平方 いるものが って、 旧身 メ

(緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備に関する経過措置)

一号トの緊急 障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サー できる。 する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十条第二項第 平成十八年十月一日において存していた身体障害者更生施設、身体障害者授 知的障害者更生施設、 の連絡のため のブザー又はこれに代わる設備を設けな 知的障害者授産施設、 知的障害者通勤寮、 ビスを提供 いことが 精神

(廊下幅に関する経過措置)

- 授産施 物について、 「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」 平成十八年十月一日において存していた知的障害者更生施設 設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設 第十条第二項の規定を適用する場合においては、 とする。 同項第 又は 知的 七号 障 の建 .害者
- 10 又 (年十月一日において存していた知的障害者通勤寮、精神障害者生活 神障害者授産施設が施設障害福祉サー ビスを提供する場合に

間、適用しない。 おけるこれらの施設の建物については、第十条第二項第七号の規定は、 当分の

11 は、第十条第二項第七号ロの規定は、当分の間、適用しない。施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が1 平成十八年十月一日において存していた身体障害者更生施設、身体障害者療 当分の間、適用しない。